

まちづくりと総合計画

まちはそこに住む人や働く人、事業者や学ぶ人など、さまざまな主体による、暮らしや活動の場です。そのまちをより暮らしやすく、活動しやすくしていくための取組がまちづくりです。

まちづくりには、地域での清掃活動や防犯活動などから、子育て、教育、保健医療、福祉、環境など、暮らしや活動を支えるもの、また道路や公園、上下水道のようなまちの基盤を整備するものまで、さまざまな取組があります。これらの取組は、市が主体となっていくもの、市民や事業者などが主体となっていくもの、また市と市民、事業者が一緒になっていくものがあります。

総合計画は、これからの10年間、茨木市をどんな「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかということ、総合的・体系的にまとめたものです。また、市の福祉や都市計画、環境など、すべての計画の基本となるもので、いわば、将来における茨木市のあるべき姿と進むべき方向を示した、「道しるべ」だと言えます。

これまで総合計画(基本構想)は、地方自治法で、議会の議決を経て策定することが義務付けられていました。しかし、地方分権に伴い法律が改正され、総合計画の策定はそれぞれの自治体の独自の判断に委ねられることになりました。そのため、茨木市では策定することについて、議論を重ねた結果、人口減少社会の到来、高齢化、少子化による人口構造の変化、市税収入の伸び悩みなど、市政を取り巻く厳しい社会・経済環境の中、将来を見通したまちづくりを進めていくためには、茨木市の将来像を市民、事業者など多くのみなさんと共有し、より計画的で効果的な市政運営を行う必要があると判断しました。そこで、策定の根拠となる「茨木市総合計画策定条例」を定め、新たな総合計画を策定することとしました。

みんなで作る総合計画

新たな総合計画を策定するにあたって、市ではその策定プロセスが大切であると考えました。市民のみなさんと一緒に「あるべきまちの姿」を描き、共有し、その実現に向けてともに取り組んでいく総合計画にしたいとの思いです。

そこで、総合計画策定に向けてのさまざまな取組全体を「いばらきMIRAIプロジェクト[※]」と名づけ、積極的にPRに取り組んできました。平成24年度には、市民、市内の高校生、事業所を対象にした「茨木市のまちづくりに関するアンケート」(以下、市民アンケート)を実施しました。平成25年度からは、市のホームページに総合計画特設サイトを設けるとともに、市の計画づくりでは初めてとなるFacebookを活用し、一人でも多くの方に知ってもらえるよう情報発信に取り組みました。平成25年7月からは、総合計画における「茨木市の将来像」や「まちづくりアイデア」などを考えるとともに、協働のまちづくりの一環として、まちづくり市民ワークショップ「いばらきMIRAIカフェ」(以下、市民ワークショップ)を全10回開催しました。

これらの取組において市民のみなさんからいただいた意見などを基にして、計画の素案をつくり、さらに学識経験者のアドバイスなどをいただき、計画案をまとめました。その後、平成26年6月から市民、学識経験者、まちづくり関係団体、市議会議員で構成する茨木市総合計画審議会ですらに議論を深め、整理した内容を、市議会に諮り、議決を得て、この総合計画はまとめられました。このような取組により、茨木市に関する「みんな」でつくった計画となっています。

※

いばらき M I R A I プロジェクト

みんなで いっしょに りそうの あしたを いま、つくる。

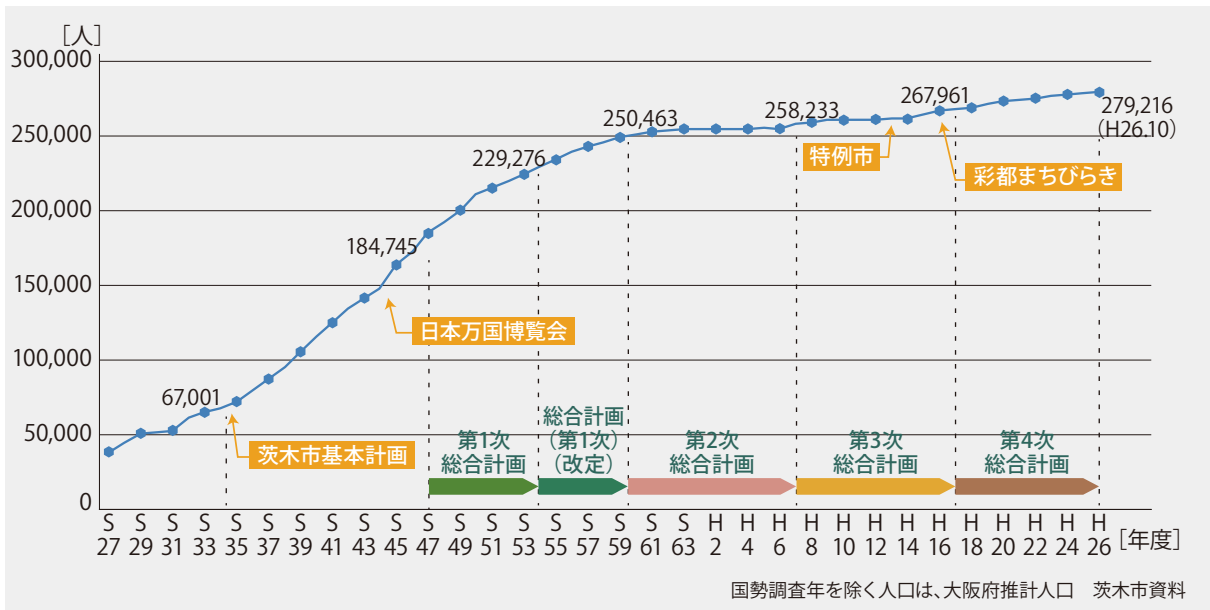
1 計画策定に当たって

(1) これまでの茨木市のまちづくり

茨木市の計画的なまちづくりは「茨木市基本計画」(昭和34年策定)までさかのぼり、当時からまちづくりに対する先見性を有していました。

その後、昭和44年に総合的なまちづくりの計画として、地方自治法により総合計画の策定が義務付けられました。茨木市では「茨木市総合計画」(昭和46年策定)にはじまり、「茨木市総合計画—21世紀をめざす都市づくり—」(昭和59年策定)、「茨木市総合計画(第3次)」(平成6年策定)、そして「茨木市総合計画(第4次)」(平成16年策定)に基づいて、さまざまな課題に対応して総合的かつ計画的な行財政運営を推進してきました。その成果が、現在の茨木市の姿となっています。

■総合計画の計画期間と人口推移



■昭和30年頃の商店街の様子



(本町通商店街)

■現在の商店街の様子



(阪急本通商店街)



■茨木市の将来像とまちの変遷

年 代	将 来 像	ま ち の 変 遷
総合計画(第1次) 昭和47年～54年	都市化の波をのりこえ、熟度の高い地域社会をつくる (1) 緑と水にめぐまれた光あふれる自然都市 (2) 健康でうるおいのある文化ゆたかな生活都市 (3) すぐれた機能をもつ 活気ある北大阪の中核都市	昭和48年(1973年) ・合同庁舎オープン 昭和52年(1977年) ・保健医療センターオープン 昭和53年(1978年) ・市民体育館オープン
総合計画(第1次) (改定) 昭和54年～59年	緑の豊かな格調の高いまちづくりをめざして (1) 緑と水に恵まれた光あふれる自然都市 (2) 健康でうるおいのある文化豊かな生活都市 (3) すぐれた機能をもつ 活気と個性のある都市	昭和55年(1980年) ・溶融式ごみ処理施設操業開始 昭和57年(1982年) ・国鉄貨物連絡線営業開始 昭和59年(1984年) ・非核平和都市宣言
総合計画(第2次) 昭和60年～平成7年	ゆとりと活力、そして秩序と調和ある「人間都市」の形成をめざして (1) 緑豊かで定住できる「生活都市」 (2) 都市圏のなかで活動する「自立都市」 (3) 先進的な特色と個性をそなえた「文化都市」	昭和60年(1985年) ・川端康成文学館オープン 平成2年(1990年) ・初の市民さくらまつり開催 ・大阪モノレール(南茨木～千里中央駅間)開業 平成4年(1992年) ・阪急京都線茨木市駅付近高架化事業完成
総合計画(第3次) 平成7年～平成17年	やさしさと活力ある、文化の香り高い都市(まち)の構築 (1) やさしさあふれる「福祉実感都市」 (2) 活力みなぎる「機能躍動都市」 (3) 文化ひろがる「環境魅力都市」	平成7年(1995年) ・阪神・淡路大震災発生 ・人権擁護都市宣言 平成9年(1997年) ・大阪モノレール(南茨木～門真市駅間)開通 平成10年(1998年) ・大阪モノレール彩都線(万博記念公園～阪大病院前駅間)開業 ・生涯学習都市宣言 平成13年(2001年) ・特例市となる 平成16年(2004年) ・彩都(国際文化公園都市)まちびらき
総合計画(第4次) 平成17年～27年	希望と活力に満ちた文化のまち いばらき (1) こころすこやか「福祉充実都市」 (2) くらしやすらか「安心実感都市」 (3) 未来はぐくむ「環境実践都市」 (4) 活力あふれる「生活躍動都市」 (5) 個性かがやく「文化創造都市」	平成19年(2007年) ・大阪モノレール彩都線(阪大病院前駅～彩都西駅間)開通 平成21年(2009年) ・新名神高速道路本線工事に着手 平成26年(2014年) ・安威川ダム本体工事に着手

(2) 茨木の魅力

長い歴史の中、積み重ねられてきた多様な茨木の魅力は、日常の市民生活や企業活動の中では当たり前の存在になりがちです。その魅力を再発見し、さらに高め、次代に引き継いでいく必要があります。総合計画の策定にあたり、市民ワークショップの意見なども参考に茨木の魅力を次の7点にまとめました。

① 身近に自然がひろがるまち

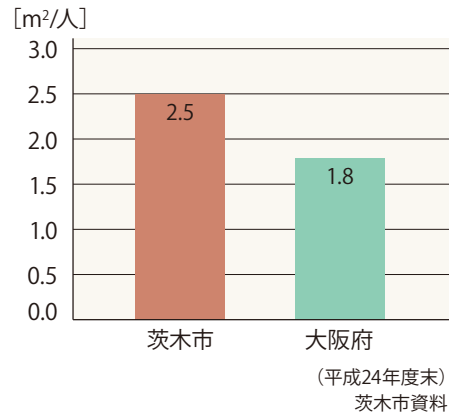
茨木市の自然は、北摂山系の森林や農地そして河川や社寺林等のほか、都市公園・緑地、水辺空間、街路樹の緑等の多様な形態を持ち、複合的に形成されています。市北部の北摂山系では大阪府立北摂自然公園などの美しい森林景観が保たれるとともに、地域の方々などの努力によって豊かな里地・里山が保全・形成されています。安威川ダム周辺では北摂山系の緑と一体となった「水と緑」の環境資源をいかした水辺空間の形成が期待されています。また、市民が徒歩や自転車で利用できる身近な公園の面積が多く、中でも市の中心を南北に走る元茨木川緑地は象徴的な存在で、広く市民に愛され、利用されています。

このように、27万の人口を持つ都市でありながら身近に自然がひろがるまちです。



元茨木川緑地

■1人あたり住区基幹公園面積

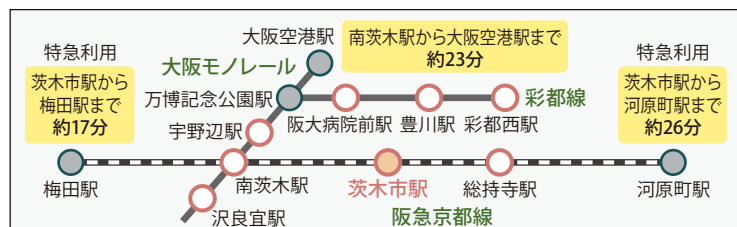
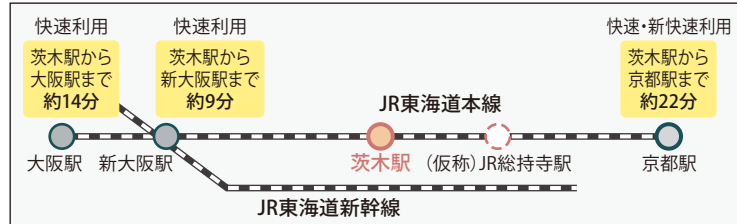
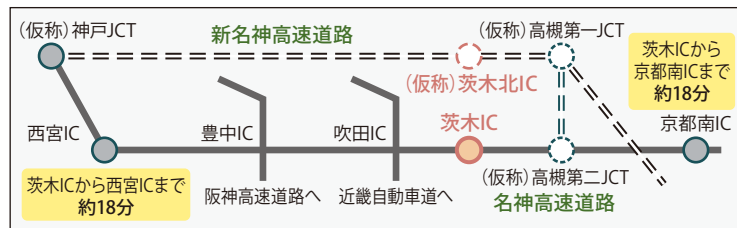


※住区基幹公園:

都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

② 交通環境が充実した便利なまち

茨木市は名神・新名神(開通予定)高速道路、近畿自動車道などの国土幹線が通り、JR東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールといった鉄軌道網、市内外をサービスするバス網が整備され、広域的な交通条件に恵まれています。さらに、大阪都心まで約15kmと近いことから、通勤や買い物、娯楽にも便利です。このように、茨木市は交通の利便性をいかし、時間を有効に使えるという、市民の暮らし、企業活動にメリットのあるまちです。



③ 暮らしを楽しむまち

茨木市では、企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが数多く行われ、市内外の参加者を集め、賑わいを見せています。また、生涯学習センター、青少年野外活動センター、中央図書館、スポーツ施設などが整備され、教育・文化・スポーツ施策が充実しています。これらの活動や施策が展開される、暮らしを楽しめるまちです。

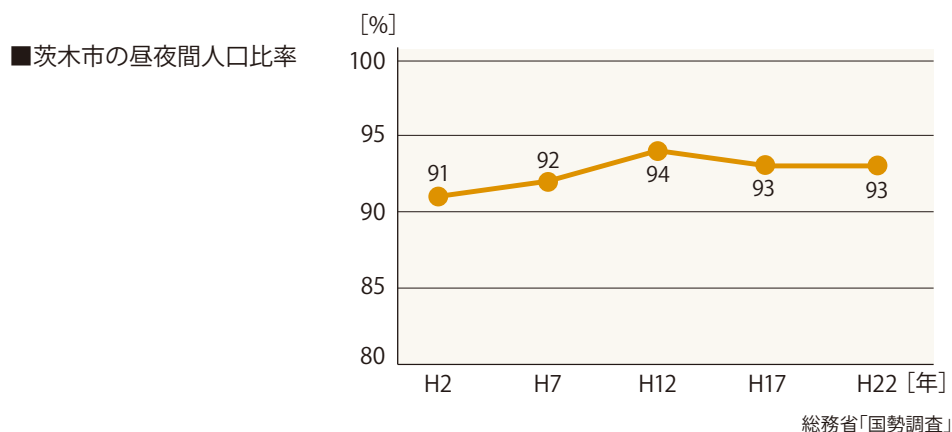


④ 働き・学び・住み、多様な機能をもつまち

茨木市は、恵まれた交通条件などにより、事業所や大学などが多く立地しています。通勤通学による流入人口も多く、昼夜間人口比率は90%台を維持しています。

一方、これまで本市では、できるだけ市街地の拡大を抑制する方向でまちづくりを進めたことにより、市街地の中に、住機能と公共施設、商業施設などが共存する、コンパクトな都市構造とバランスの良い土地利用となっています。

このように、茨木市は、働き・学び・住むといった多様な機能を合わせ持つ総合的な性格のまちです。



⑤ 歴史・文化が息づくまち

茨木市は歴史上早くから拓けた地域で、古くは弥生時代から大規模な集落が存在していました。東奈良遺跡からは多数の銅鐸鑄型等が発掘され、当時の最も優れた技術を有した地域であったことがうかがえます。また、古墳時代には大規模な前方後円墳が築かれ、大きな勢力を持っていたことを示しています。

中世から近世にかけては、茨木城を中心に城下町が形成され、数多くの大名が宿泊した郡山宿本陣、山間部には「聖フランシスコ・ザビエル像」などの遺物が発見された千提寺、下音羽の隠れキリシタンの里などが今に伝わっています。

また、近現代には著名な文化人である川端康成や富士正晴が暮らしたまちでもあります。

現在は、市民による文化活動も盛んで、発表会などさまざまな場を通じて、多くの方が文化・芸術などに触れる機会が創出されています。

このように茨木は古くから積み重ねられた歴史や文化が息づき、今につながるまちです。



国指定史跡郡山宿本陣

⑥ 学術研究機関などの資源が充実したまち

茨木市には、平成27年4月に立命館大学が開設されるなど、短期大学を含め7つの大学があり、高等教育機関の立地が充実しています。また地域の活性化等を図ることを目的に、市内外の大学等と協定を締結し、相互に連携、協力を行っています。

彩都西部地区のライフサイエンスパークには、ライフサイエンス分野の研究・開発機能を有する施設が集積しています。茨木市はこれらの知的資源を有効に活用できるまちです。



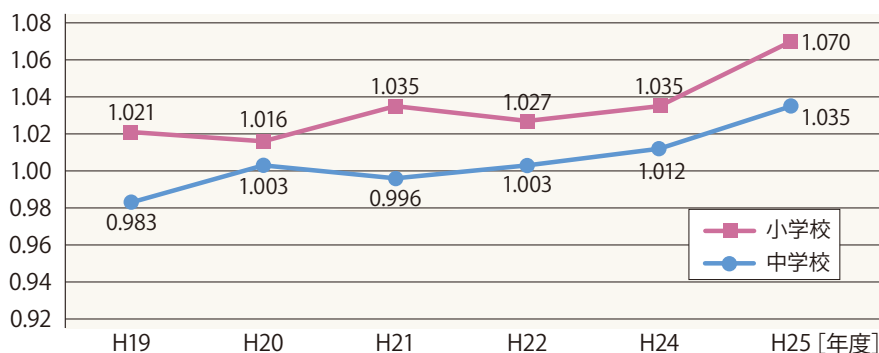
彩都ライフサイエンスパーク

⑦ 教育・子育て環境が充実したまち

茨木市は、義務教育では多面的な学力を計画的に向上させる施策が着実に成果を上げ、先進的な取組として評価されるほか、市内に府立・私立のさまざまな特色のある高校や大学が多く立地しています。

子育て支援については子育て支援センターやつどいの広場など地域で子育て中の親子をサポートする場が整い、また、医療費助成や放課後子ども教室などの取組を積極的に推進しており、安心して子育てができる、教育・子育て環境が充実したまちです。

■全国学力・学習状況調査結果合計(国語・算数・数学、全国比)



※平均正答率が、年度ごとに変わるため、全国平均=1として茨木市の結果を換算
茨木市資料

(3) 茨木市を取り巻く社会環境

総合計画は、時代とともに変化する、まちづくりに大きな影響を及ぼす社会環境を見定めた上で、20～30年といった長期的な視点から、今後10年間のまちづくりの方向を明らかにする必要があります。

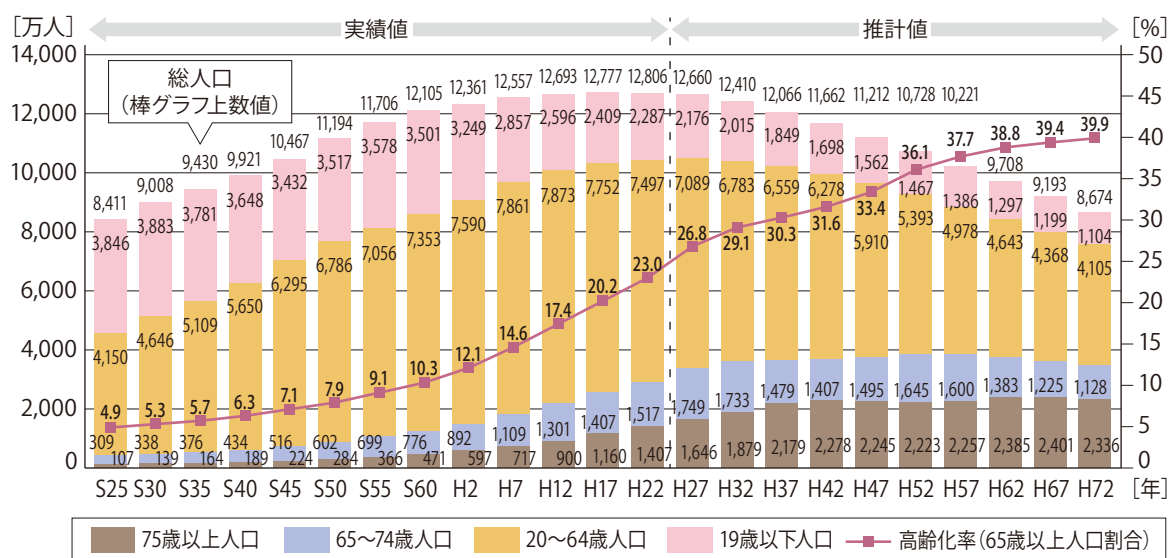
① 人口減少社会の到来と人口構造の変化

わが国の総人口は、既に減少傾向に入っています。また、高齢化の進行、特に後期高齢者の割合は年々高まり続ける一方、合計特殊出生率の低迷などにより、年少人口が減少しています。

この傾向は今後も続く予想される中、茨木市の人口は微増の状況にありますが、地区レベルでは既に減少している小学校区も見られ、空き家も散見されます。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたい状況にあります。

人口減少、人口構造の変化による課題は、市の施策全般に関わるものであり、市の活力を維持するといった視点からも重要です。そのため、子育て支援・教育や高齢者支援など、誰もが安心して暮らせるための施策の充実と、高齢者や女性の社会参加、観光や買い物に訪れる人々の増加等、市内で住む、働く、交流・活動する人口の拡大に向けた取組を行うことが必要です。

■ 全国の高齢化の推移と将来推計

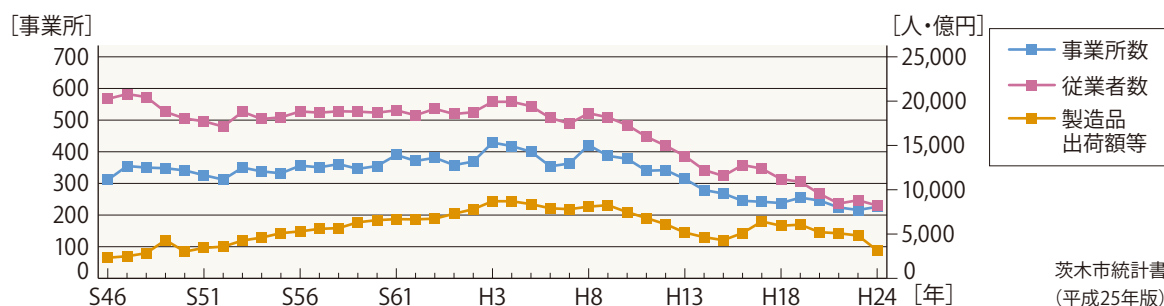


2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定推計結果 (注)昭和25年～平成22年の総数は年齢不詳を含む

② 産業構造や地域経済を取り巻く状況の変化

経済面では、グローバル化が進展し、企業の生産拠点の海外への移転や集約化が進んでおり、国内においては東京圏への一極集中などが進みつつあります。また、景気については回復傾向が見られるものの先行きが不透明な状態が続いています。茨木市においても、大規模な工場等の転出が続いており、地域に密着した商業や農林業では、後継者問題などの課題が発生しています。

■ 工業事業所数・従業者数・出荷額等



茨木市統計書
(平成25年版)

一方で、コミュニティビジネス^{※1}やソーシャルビジネス、ICT^{※2}の活用や農業の6次産業化による新たなビジネス形態、芸術や地域文化を切り口とした新たな産業振興など、産業を取り巻く環境は多様化しており、起業の機会が増えると予想されます。さらに、茨木市は広域交通の利便性が高いこと等から、物流関連産業の新たな拠点の立地等もあり、このような動向を踏まえ、市内での起業・新規立地を支援し、産業の活性化と雇用の創出を進めることが求められます。

③ 主要プロジェクトをいかしたまちづくりの推進

本市では大規模事業所の転出を契機に、新たなプロジェクト（立命館大学のキャンパス開設、JR新駅の設置、スマートコミュニティの計画）が進んでいます。彩都、安威川ダム、新名神高速道路といった、従前から進められているプロジェクトに取り組むとともに、都市基盤の充実を図り、プロジェクトの波及効果をいかした、新たな魅力の創出と産業振興を図っていくことが求められています。



新名神高速道路茨木北IC(仮称)周辺図



安威川ダム完成イメージ

④ 安全・安心への意識の高まり

わが国では地震・水害・土砂災害等の自然災害が多く発生しており、近年では平成23年の東日本大震災、平成24年の九州北部豪雨、平成25年の台風18号、26号等により各地で甚大な被害が発生しました。茨木市においても、短時間での局地的豪雨による道路冠水等が発生しています。また、今後30年以内に発生する確率が約60~70%と予測されている、南海トラフ地震などの大規模地震発生が危惧される中、「災害に上限はない」こと、「人命が第一」であることの重要性を再認識し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災^{※3}対策をより一層推進する必要があります。

また、振り込め詐欺、ストーカー、ひったくりなどといった犯罪により生活に対する不安感が増して、防犯に対する意識が顕著になっています。さらに、鳥インフルエンザ、SARS、新型インフルエンザなどのこれまでにはなかった新たな感染症などの不安も高まっており、安全に安心して暮らせる生活環境があらためて求められています。



安威川増水時の様子

※1 コミュニティビジネス:

地域資源をいかしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組む事業を指します。

※2 ICT:

Information and Communication Technology(情報・通信技術)の略で、コンピュータやインターネットに関連する技術の総称を指します。

※3 減災:

災害によって起こりうる被害を最小限にとどめるための取組をいいます。

⑤ 環境問題への意識の高まり

世界人口の増加や経済成長を背景に、環境負荷の増大やエネルギーの枯渇など、地球環境問題への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムから脱却する必要性が問われています。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故によって、原子力問題、エネルギー問題がすべての国民の日々の暮らしに直接関わる重要な問題であることが認識されました。

今後は、ごみの減量や再資源化などの3R^{※1}を通じた循環型社会の形成、再生可能エネルギーの活用などによる低炭素社会^{※2}の実現、多くの二酸化炭素を吸収する森林等の保全・再生などの自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

⑥ 地方分権の進展と民間活動の活発化

近年、地方分権が進展したことにより、地方自治体が独自の取組を行うことが可能となり、地域の特性をいかした個性的なまちづくりがより進めやすくなってきました。これからのまちづくりは、自己決定、自己責任のもと、新たな魅力や活力の創出につながる施策を展開していくことが求められています。

また、従来、まちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、近年、市民・事業者・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発になってきており、規制緩和や特区制度等も活用しながら、まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

今後は、市民や事業者、行政等のまちづくりの主体が、それぞれの役割を認識しながら、めざすべき都市像を共有し、福祉、環境、防災、教育など、多くの分野で、まちづくりに力を合わせていく必要があります。

⑦ コミュニティの変容

小規模な家族類型の比率が高まったことやライフスタイルの多様化により、子育てや介護といった以前は家庭内で行われていたことの社会化が進んでいます。

都市部では、地方からの人口の流入が進んだことや、住民の頻繁な流入により、地域への愛着・帰属意識が低下している可能性があり、加えて、単身世帯等の増加等、地縁的なコミュニティ活動を志向しない世帯が増えていることなどから、地域における連帯感が希薄化する傾向にあり、地域力の向上をめざした取組が求められています。

一方で、平成10年のNPO法(特定非営利活動促進法)施行以来、NPO法人の数は年々増加しており、特定の課題解決に向けた社会活動に参加する、テーマ型のコミュニティ活動が活発化しています。

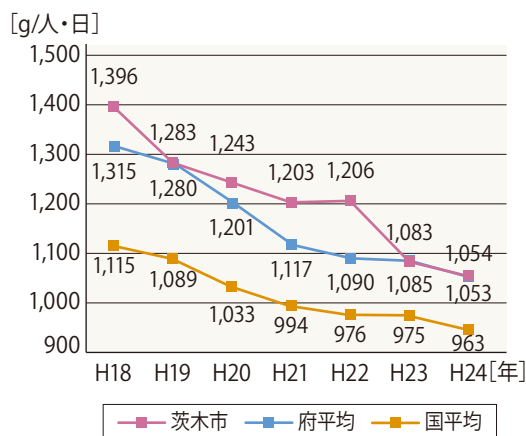
地域固有の課題解決や災害時においてコミュニティは大きな力を発揮することから、今後は地域のつながりの再生等とともに、さまざまなコミュニティ間の連携を進めていく必要があります。

※1 3R:

Reduce(リデュース=発生を抑制する)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)

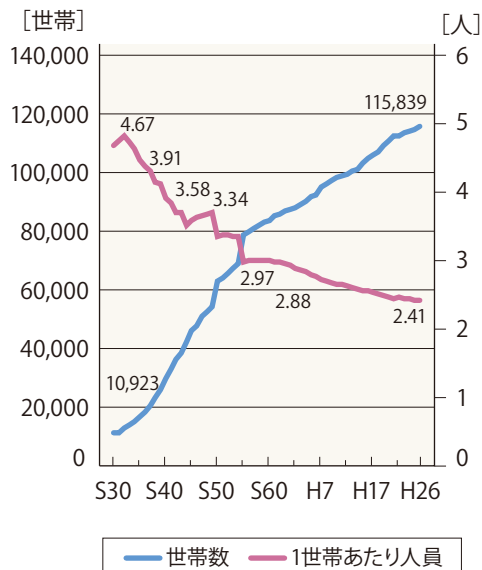
※2 低炭素社会:
温室効果ガスの排出を抑え、環境に配慮した社会のことをいいます。

■1人1日あたり平均ごみ排出量の推移



茨木市資料

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(各年10月1日時点)
茨木市資料

⑧ 情報ネットワーク社会の進展

ブログやSNSなどインターネットを介した多種多様なサービスが発達し、また、情報インフラや情報通信機器の急速な発展、普及により、「いつでも、どこでも、だれでも」簡単にコミュニケーションがとれ、新たなつながりを形成できる環境になってきました。また、膨大なデータを瞬時に処理したり、簡単に入手できるようになっています。

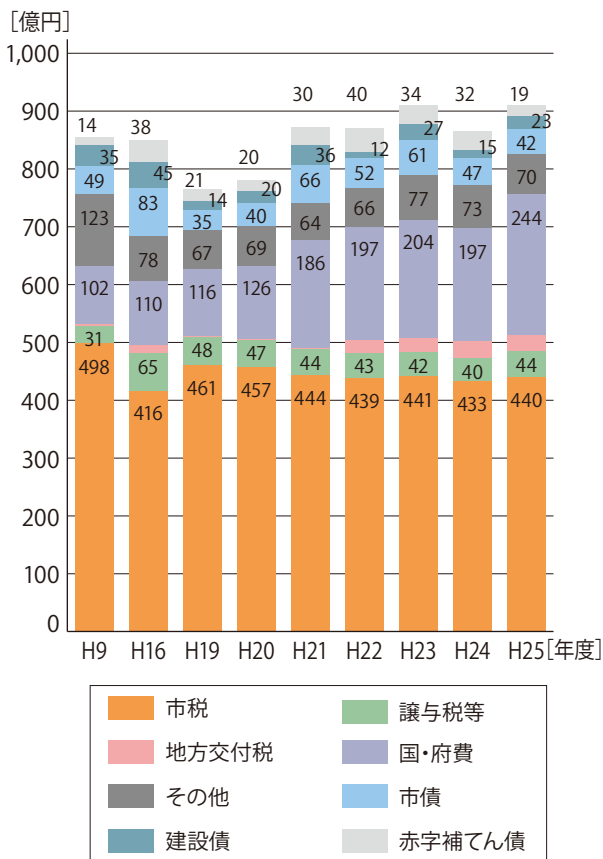
このような情報技術を活用することにより、場所や時間にとらわれない活動が可能となり、在宅医療・福祉、学習活動、防災などさまざまな分野での活用が期待されています。その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差（デジタルデバイド）が懸念されています。また、コンピュータウィルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、企業の顧客情報の大量流出など、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護、さらには情報教育の充実、情報モラルの醸成が新たな課題となっています。

⑨ 厳しい財政環境

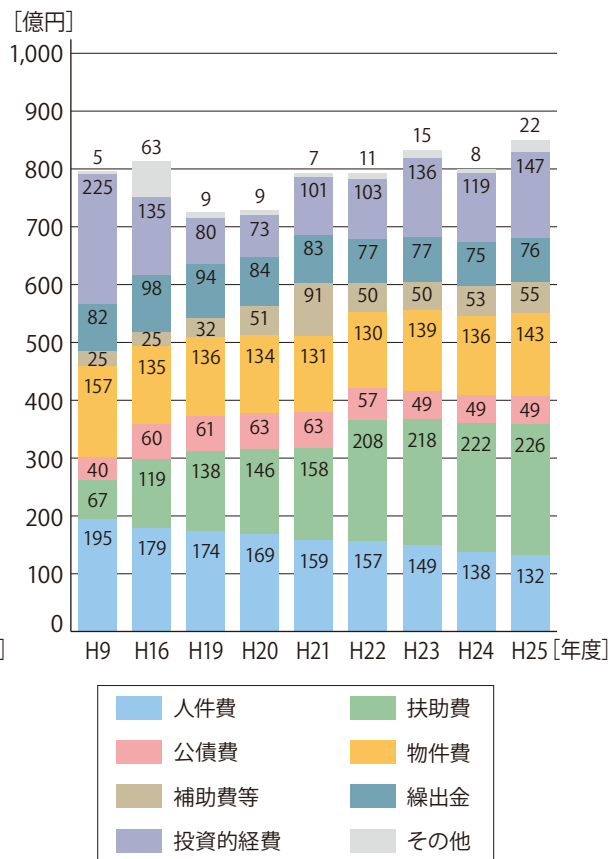
わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の少子高齢化の進展などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

今後、茨木市においても、生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける扶助費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費用の上昇などにより、財政が硬直化することが予測されるため、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

■ 茨木市の歳入決算額の推移



■ 茨木市の歳出決算額の推移



茨木市資料

(4) 市民の思い

市民と将来像を共有し、その実現に向けてともに取り組んでいく総合計画とするために、平成24年度に市民アンケート、平成25年度には市民ワークショップを実施しました。そこで、得られた茨木市への思いを総合計画の基本構想へとつなげています。

① 市民アンケート

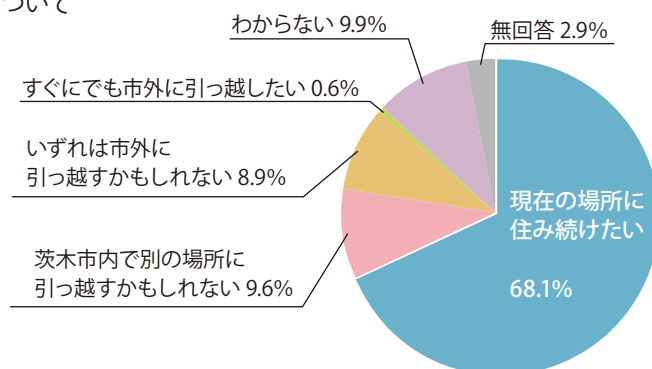
市民が日頃まちづくりについて考えていることや、まちづくりに対する率直な意見を把握するために行った市民アンケートにおいて、「今後の定住意向について」を質問しました。

その結果、約7割の方が「現在の場所に住み続けたい」と回答されました。また、その7割の方に「茨木市内に住み続けたい理由」(複数回答)としてお尋ねしたところ、上位5つの回答は、「住み慣れている」(67.2%)のほか、「交通の便が良い」(52.9%)、「住環境が良い」(38.2%)、「日常生活に必要な施設、ものがそろい便利」(28.2%)、「自然環境が良い」(25.1%)となり、茨木市が持つ魅力や特性が現れていると考えられます。

市民アンケート

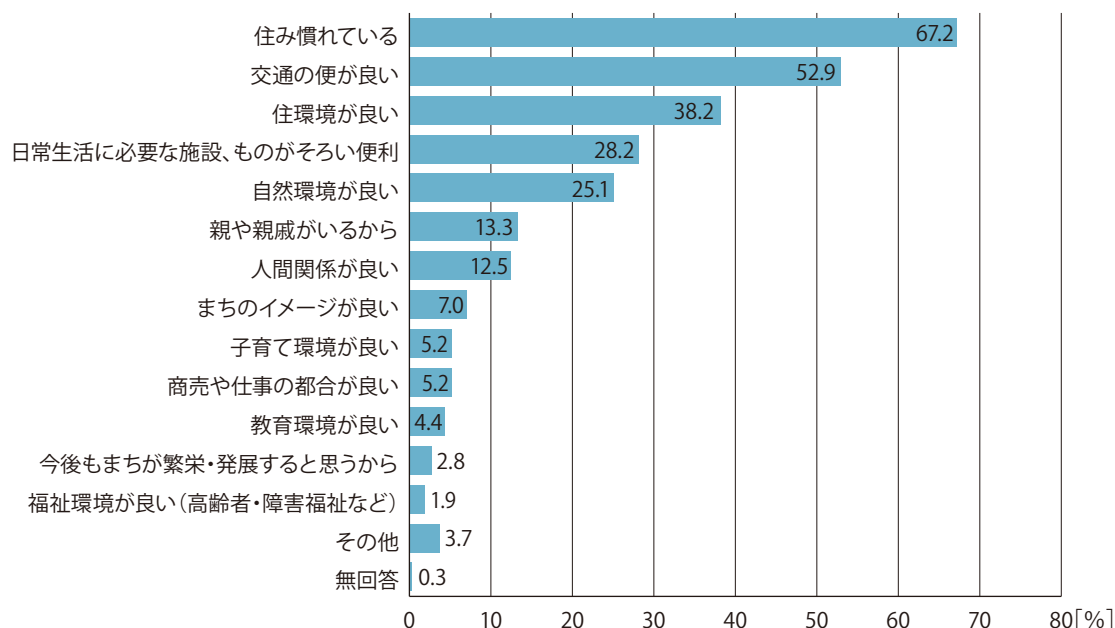
平成25年1月実施、20歳以上市民5,000人に送付、有効回収数2,423人、有効回収率48.5%

■今後の定住意向について



(N=2,423)

■茨木市内(現在の場所)に住み続けたい理由



② 市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)

計画策定に向けた取組を市民と一緒に進めていくため、茨木市に住む人、働く人、学ぶ人などが集い、茨木市の将来像などを考える市民ワークショップを、平成25年7月27日から平成26年2月1日までの間、計10回にわたり開催し、のべ722人の参加をいただきました。

■市民ワークショップ テーマ「私たちが住みたいまちってどんなまち？」で出された意見

活気・活力

- 茨木で買い物、地域のお店に貢献!
- 商店街をもっと楽しく!
- JR、阪急両駅前の再開発、商店街の活性化!
- 若い世代がもっとあつまる茨木に
- 新しいことに勇気をもって挑戦する意識と、一歩踏み出す行動
- 現状に満足せずチャレンジする
- 企業が出て行くな、人を呼び込んでお金を使わせよう!!

魅力・シンボル・発信

- 駅前を魅力的に!
- 若い人にとって魅力のあるまちに
- 茨木と言えば「○○」というシンボルがほしい
- 茨木市ブランド化プロジェクト、街PR
- パンチ力のあるまちに。茨木といえばコレ!コレといえば茨木!
- 茨木には素敵なものがたくさんあることを伝えたい
- 大好きな“いばらき”をみんなに知ってもらおう!
- 茨木の良さを市民が知って誇りをもつまちに!
- 豊かな歴史をふまえたまちづくりを
- 「愛着心」

参加・交流

- 市内3大学との連携!
- 世代と地域を越えて大きな「祭」を実現!
- あつまりに参加、世代間交流でまちを活性化!

つながり

- 声かけ、あいさつで人とのつながりを大切に
- 茨木市全体で人との関わりを持とう!
- “ほっと”できるまち・地域、人とのつながり・コミュニケーション
- 人の和(輪)を
- 気軽に集える場所づくり
- 地域の人とのつながりの居心地良さが「住みやすさ」
- ボランティアで助け合いのまちづくり
- 子ども、家庭、学校、地域、ひとりひとりを接続するジョイント機能、きっかけをたくさん設け、風通しの良い安心な環境
- まちの歴史を次世代に伝えていくことで、世代間交流に

子ども・子育て

- 子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、機会を生み出す
- 子育てしやすい街に
- 安心して子育てできるように
- 近所づきあいで子育て

高齢者

- 高齢者の手を借りて、子どもも安心して暮らせる街
- シニアが元気で活気のある街、地域の役に立てたらいいな
- 高齢者も子どもも安心して住めるまちづくり
- 地域のつながりがあるまち
- ホッとするまち

■市民ワークショップ テーマ「茨木市の良いところ、ちょっと残念なところ」で出された意見

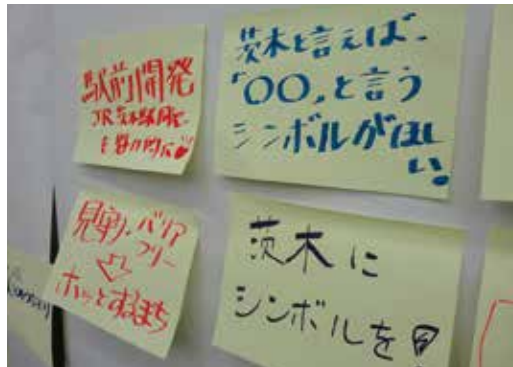
良いところ

- 住みやすい
- 自然豊かな地域が多い、市中心部にも桜並木など緑・自然がある
- 図書館の蔵書が豊富、生涯学習、スポーツなどの施設が充実している
- 地域の人々のつながりを大切にしている
- 歴史的、文化的に貴重な資源が豊富にある
- 都市景観が良い、ごちゃごちゃしていない

ちょっと残念なところ

- 商店街に元気がない、駅周辺の店舗が寂れている
- 高槻市、吹田市などと比べ、賑わいが少ない
- まちのテーマがない(「○○のまち いばらき」というものがない)
- 家賃が高い
- 地域のイベントに若い力が足りない
- 中心部の交通渋滞

■市民ワークショップの様子



(5) 計画の位置づけ

① 市民・事業者・市が共有して取り組む計画としての位置づけ

・めざすべき将来像と実現への道筋を明らかにする

総合計画は、市民、事業者、議会、行政が、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画とします。

・まちづくりに関わる主体の行動指針

さまざまな主体が、協働と役割分担のもと、まちづくりを進めるために共有すべき指針とします。

② 行政運営計画としての位置づけ

・最上位計画としての指針

あらゆるまちづくり分野を包括する、最も上位に位置づけられる計画としての方向性を示す、各分野の行政計画の基本とします。

・行財政運営の指針

計画の進捗管理を行うため、施策評価を実施し、効率的かつ効果的な行財政運営の指針となる計画とします。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成します。

① 基本構想

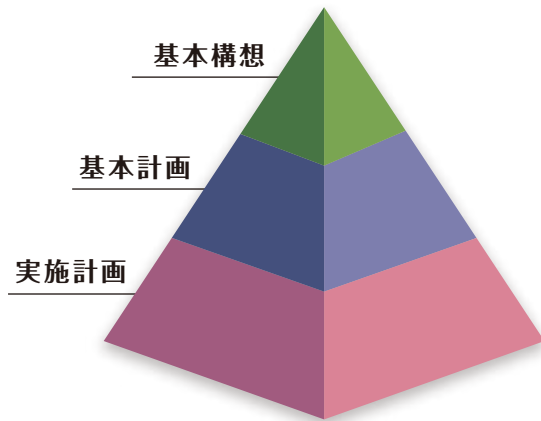
基本構想は、まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、重点プラン、都市構造、財政計画を示します。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。
なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



(2) 計画の期間

総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

- ① 基本構想の計画期間は、10年間（平成27年度～平成36年度）
- ② 基本計画の計画期間は、5年間（前期：5年間、後期：5年間）
- ③ 実施計画の計画期間は、5年間とし、ローリング方式にて毎年改定します。

